

令和3年8月31日

令和4年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社海外需要開拓支援機構)

1. 令和4年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	200	120	80	66.7
うち 出 資	200	120	80	66.7
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	200	120	80	66.7

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度末 残高(見込)	令和3年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	1,266	1,066	200	18.8
うち 出 資	1,266	1,066	200	18.8
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,266	1,066	200	18.8

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	400	320	80
(内訳) 支援企業に対する出資金等	400	320	80

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	400	320	80
(財源) 財政投融资	200	120	80
財政融資	—	—	—
産業投資	200	120	80
政府保証	—	—	—
自己資金等	200	200	—
政府保証（5年未満）	370	340	30
借入金等償還	△170	△170	—
その他	—	30	△30

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社海外需要開拓支援機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

本機構は、民間主導で投資案件の目利きを行い、民間の投資を促す「呼び水」となる資金供給を行うこととしており、民間の投資マーケットが十分に形成されていない状況で公的資金を呼び水とした「民間資金の誘発効果」としての役割を担っている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

資金供給に際しては、民間事業者との協調出資を原則とし、民業補完の観点から適切な出資比率で投資を行うこととしており、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行うこととしている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

対象事業は、株式会社海外需要開拓支援機構支援基準（以下、「支援基準」）にて、本機構と協調して、民間事業者等から出資等の資金供給が行われることとしている。また、民業補完に徹することを踏まえ、本機構からの出資は民間事業者との協調出資を原則とし、民業補完の観点から適切な出資比率としている。

[参考] 株式会社海外需要開拓支援機構支援基準

1. 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準

(2) 収益性等の確保

②民間事業者等からの資金供給

機構と協調して、民間事業者等から出資等の資金供給が行われること。

2. 対象事業活動支援全般について機構が努めるべき事項

(3) 民業補完

①民間の事業活動の後押しをする視点を踏まえ、民業補完に徹すること。

②機構は、リスクが高く民間のみでは十分な実施が困難な事業に対し、率先してリスクを取って資金供給を行うこと。（他方、民間事業者等との適切なリスク共有にも留意すること。）

③民間資金・能力の積極的な活用及び民間主体の資本市場の確立を促進するため、民間事業者等から出資等の資金供給を出来るだけ多く確保すること。

＜財投計画の運用状況等の反映＞

4. 財投編成におけるP D C Aサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和4年度の要求においては、令和2年度の支援決定実績及び今年度のこれまでの支援決定実績を踏まえつつ、機構に寄せられている民間企業からのニーズ等に鑑み、実需に即した要求としている。

なお、支援決定済案件のうち段階的に出資を行うもの等の支援決定額と実出資額との間には差が生ずるが、これらについては今後段階的に出資が進むことから、その見込額を令和4年度の要求に含めている。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	30年度	元年度	2年度
運用残額	135億円	0億円	40億円
運用残率	100.0%	0%	17.4%

＜その他＞

5. 上記以外の特記事項

特になし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

産業投資について

(機関名：株式会社海外需要開拓支援機構)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

下記の事業を中心に、出資を主とした各種支援を実施。

○プラットフォーム整備型事業

日本の魅力ある商品・サービスが、ブランドを創出し市場での地位を獲得するための販売プラットフォームを構築。

例えば、商業施設や小売の店舗展開を通じて行う衣食住関連商品等の展開、現地の動画配信サービス等を通じて行うコンテンツの配信事業等。

○サプライチェーン整備型事業

川上から川下までの周辺産業が連携し、海外マーケットに日本の高品質な製品・サービスの提供を継続して行い、現地市場での競争力を保ち続けるための流通の幹を構築する。

例えば、現地の流通ネットワークをM&Aにより取得し、日本の衣食住関連商品等を流通させる事業。

○地域企業等支援型事業

上記の事業とのタイアップ等により、地域の魅力を世界へ展開する。

これにより地域のものづくりを支え、地域の中堅・中小企業や創造的なクリエイターやデザイナー等の活躍の場を創り、中長期的なクールジャパンの基盤を維持・確立する。

(2) 必要とする金額の考え方

令和4年度の要求においては、令和2年度の支援決定実績及び今年度のこれまでの支援決定実績を踏まえつつ、機構に寄せられている民間企業からのニーズ等に鑑み、実需に即した要求としている。

なお、支援決定済案件のうち段階的に出資を行うもの等の支援決定額と実出資額との間には差が生ずるが、これらについては今後段階的に出資が進むことから、その見込額を令和4年度の要求に含めている。

(3) 見込まれる収益

本機構は民間人材を活用した効率的・効果的な運営を基本とし、案件組成にあたっては、専門人材が経済的・技術的な観点から慎重に評価する。加えて、出資の意思決定にあたっては、海外需要開拓委員会（株式会社海外需要開拓支援機構法（平成25年法律第51号）に基づき社外取締役等で構成される中立的な機関）により支援基準に定められた「収益性」及び「波及効果」等の観点から出資対象事業を公正か

つ適切に評価し、十分なデューデリジェンスを通じた出資案件の詳細分析も踏まえ、一定の収益性を見込んだうえで決定する。

[参考] 株式会社海外需要開拓支援機構支援基準

1. 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準

(2) 収益性等の確保

以下の①から③のいずれも満たすこと。

①適切な執行体制の確保

公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業活動を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること。

②民間事業者等からの資金供給

機構と協調して、民間事業者等から出資等の資金供給が行われること。

③取得する株式等の処分の蓋然性

支援決定を行ってから一定期間以内に、機構が保有する対象事業者に係る株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと。

(3) 波及効果

国内産業に裨益し、我が国経済に対して新たな付加価値をもたらすとともに、例えば次のような要素の一つ又は複数有する事業であること。

①様々な企業・業種との連携

海外における消費者に魅力ある商品又は役務を効果的に販売又は提供するため、単独の企業の事業展開ではなく、様々な企業・業種を超えた連携等があること。

②発信力

日本の魅力の発信により、事業を実施する国等の消費者の消費行動に相当程度の影響を与える可能性を有するもの又は、事業を実施する国等に留まらず当該国等を超えた市場への影響力を有するものであること。

③市場開拓の先駆け

未開拓の市場への進出、市場シェアの相当程度の拡大、地域の潜在力ある商品等の事業展開その他の海外における消費者の需要の開拓の先駆けとなるものであること。

④共同基盤

中堅・中小企業や若手クリエイターの個人事業者等が海外への事業展開を目指す場合に、その足がかりとして必要となる共同基盤を提供するものであること。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

本機構においては、国からの産投出資のみならず、民間出資を適切に確保する。クールジャパン分野への民間投資を促す「呼び水」として、出資等の資金供給を行うこととしており、各案件への資金供給に際しては、民業補完に徹することを踏まえ、本機構からの出資は民間事業者との協調出資を原則とし、民業補完の観点から適切な出資比率とする。

2. リスク管理体制

- ① 投資決定については、個別の投資案件毎に民間人の社外取締役等により構成される海外需要開拓委員会が、中立的な観点から支援決定を判断する。また、政策的意義、収益性確保、波及効果の三つの基準に照らし投資判断を行う。回収見込額については、投資決定の際に海外需要開拓委員会において確認される。

- ② 支援基準において、機構の目的の範囲内における投資の中で、適切な分散投資を行うことを規定しており、特定の事業に投資が集中し過度なリスクを招かないこととしている。
- ③ 投資案件の進捗管理については、支援中の全案件について、月次や四半期ごとに、投資先企業から事業状況の説明や財務情報の提供を受けている。また、社外取締役の派遣等によりリアルタイムでの状況把握を行っており、これらの情報を基に、四半期毎に、クールジャパン機構においてモニタリング会議を実施し、追加的なハンズオン支援等の対応の必要性等を検討している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社海外需要開拓支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略フォローアップ」等に盛り込まれたメディア・コンテンツ、食・サービス、ライフスタイル・ファッション、インバウンド観光等の分野の事業に取り組むため、産投出資200億円及び政府保証による借入枠を要求している。

【参考1】「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）抜粋

第1章4. (2) 経済好循環の加速・拡大

世界経済が回復していく中で、国際経済連携を強化しつつ、中小企業の輸出や農水産物輸出の振興、インバウンドの再生、航空・空港・海事関連といった国際交通を支える企業の経営基盤強化等を通じて、外需を日本の成長に取り込んでいく。

第2章3. (4) 観光・インバウンドの再生

観光関連産業は約900万人が従事し、地方を支えている。我が国の自然、気候、文化、食といった魅力は失われておらず、観光立国実現に官民一丸で取り組む。

第2章3. (5) 輸出を始めとした農林水産業の成長産業化

人口減少に伴う国内市場縮小や農林漁業者の減少、気候変動等に対応するため、農林水産業全般にわたる改革を力強く進め、成長産業としつつ、所得の向上、活力ある農山漁村の実現、食料安全保障の確立を図る。

輸出戦略に基づき、マーケットインやマーケットメイクの推進に向け、品目団体の組織化等による海外での販売力強化、農産物特有のリスクに対応し事業者の後押し等の施策を講じ、所要の法改正も含め検討する。加工・業務用野菜の国産切替えを進める。

第2章3. (8) 分散型国づくりと個性を活かした地域づくり

地方における付加価値の高い雇用の創出に向けて、地域の個性を活かし、インバウンド再生、中小企業や農業の輸出促進等により戦略的に外需を取り込むことに加え、ヘルスケアやグリーン分野を産業化し、サプライチェーン再編を契機とした内需再構築に取り組む。

【参考2】「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）抜粋

14. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現

(4) クールジャパン等

・新型コロナウイルス感染症により甚大な被害を受けた飲食、観光、文化・芸術、イベント・エンターテインメント等のクールジャパン(CJ)関連分野を支え、その存続の確保や更なる発展に向け、必要な対策を着実に実施する。

・「CJ戦略」（令和元年9月3日知的財産戦略本部決定）を再構築し、CJ戦略会議等を

通じて関係省庁の連携を図り、観光、食、文化、アート、国立公園、老舗、地域等の個別分野の魅力の深掘り、分野間連携の強化、インバウンドと輸出の好循環の構築を行い、CJ の取組を推進する。

- ・ 日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、オンライン等を活用した認知度向上や販路拡大、ブランド化・酒蔵ツーリズムに関する酒類事業者の取組を積極的に支援するとともに、地理的表示（GI）の普及・活用、高付加価値化に向けた技術支援等に取り組む。また、日本酒、焼酎・泡盛などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。
- ・ 日本の魅力を輸出やインバウンドの促進につなげるため、在外公館、ジャパン・ハウス、国際交流基金、JETRO、JNTO 等の機関の海外拠点を活用する。また、株式会社海外需要開拓支援機構の資金供給等を活用する。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社海外需要開拓支援機構）

1. 政策的必要性

我が国企業を取り巻く状況は、少子高齢化に伴う国内需要の減少、新興国市場の拡大による市場争奪を巡る競争激化、社会の閉塞感・低成長の常態化による影響を受けている。

このような中で今後、我が国の経済の持続的な成長を実現させていくためには、著しい経済成長を背景として需要を拡大させる新興国をはじめとする諸外国の旺盛な需要を獲得していくことが必要である。

我が国の生活文化の中で育まれたコンテンツ、ファッション、日本食、地域産品、観光サービス等は海外において高い人気を博しているものの、具体的な海外展開が進まず、収益に結びついていないのが現状である。こうした状況を打開し、海外需要を獲得するため、株式会社海外需要開拓支援機構を設立し、民間資金や外部人材を最大限活用しつつ、民間投資の「呼び水」となる資金供給を行うものである。

産業投資は、政策的必要性が高くリターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業に対して、主として出資により資金を供給する点に特色がある。

本機構が行う事業は、民間の取組が十分でなく、比較的中長期の資金供給等を行う必要があるため、産業投資により資金を調達することが適切である。

2. 民業補完性

我が国の経済の持続的な成長を実現させていくためには、著しい経済成長を背景として需要を拡大させる新興国をはじめとする諸外国の旺盛な外需を獲得し、同時に我が国の経済成長、雇用創出につなげることが求められる。しかし、海外展開に際しては、①金融機関、投資家からの資金供給不足（資金不足）、②足がかりにすべき海外の拠点がなく（拠点不足）、③情報・ノウハウ不足（戦略不足）がボトルネックとなり、民間投資が進んでいない。

本機構は、こうした状況を打開するため、民間能力を活用し、投資案件の目利きを行う。

なお、本機構はあくまで民間投資の呼び水となるリスクマネー供給を行うことが目的であることから、20年間の期限を設けている。

3. 有効性

本機構では、「政策性（政策目的、エコシステム、呼び水）」、「収益性」の観点からKPIを設定し、施策効果を最大限発揮するべく取り組んでいる。

検証は原則として官民ファンドごとのマイルストーンの到来時のみとし、本機構は令和5年度末、10年度末、15年度末にマイルストーンを設けている。

具体的には、政策目的については、機構の投資により海外展開等を行った企業数をカウントしている。エコシステムについては、投資先に対して民間企業等とのビ

ジネスマッチング、共同投資家・経営人材・コンサルの紹介等の経営支援を実施し成約した場合の当該民間企業等をカウントしている。呼び水については、機構の実出融資に対する誘発された民間出融資額の比率としている。収益性については、累積損益の値としている。

4. その他

平成25年11月に機構が設立。令和3年3月末時点において、51件、約1,072億円の支援決定を実施している。個別案件の収益性については海外需要開拓委員会において厳格に審査が為されており、また、投資後の案件についてはモニタリング等を適切に行うことで事業リスクを軽減し、収益性を担保することとしている。

2 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社海外需要開拓支援機構)

1. 決算についての総合的な評価

令和2年度決算は、売上高は営業投資有価証券の売却収入など53億円、売上原価はポートフォリオの積極的な見直しや営業投資有価証券の減損処理などにより47億円となり、販売費及び一般管理費21億円を加えた結果、当期純損失は15億円となった。

なお、当期の支援決定は計8件、115億円、投資実行額は113億円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

資産合計	79,488百万円
負債合計	670百万円
純資産合計	78,817百万円

(2) 費用・収益の状況

費用：売上原価	4,731百万円
販売費及び一般管理費	2,094百万円
法人税等合計	6百万円
営業外費用	52百万円
収益：売上高	5,333百万円
営業外収益	7百万円
当期純損失：	1,544百万円

※単位未満の端数は切り捨て表示